

議会運営委員会会議録

招 集

令和7年12月23日（火）定例会閉会後 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）戸田 隆次 （副委員長）今城 雅子
岩崎 康朗 奥岩 浩基 国頭 靖 塚田 佳充
中田 利幸 錦織 陽子

欠席委員（0名）

議長及び副議長

岡田議長 田村副議長

説明のため出席した者

【総務部】藤岡部長
[秘書広報課] 幸本課長
[財政課] 金川課長 中村課長補佐兼総括主計員 高木係長

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松田調整官

傍聴者

又野議員 松田議員 吉岡議員

報道関係者0人 一般0人

協議事件

- 1 3月定例会の日程（案）について
- 2 米子市議会基本条例の検証について

~~~~~

### 午後2時57分 開会

○戸田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

早速ではございますが、協議事件1、3月定例会の日程（案）についてを議題といたします。資料1を御覧ください。

これについては持ち帰り案件となっておりましたが、委員の皆様、この日程（案）でよろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 ありがとうございます。

それでは、3月定例会につきましてはこの日程のとおりとさせていただきます。

藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 臨時議会の開催予定について御報告申し上げます。

国の経済対策等に係る補正予算案などの案件につきまして、1月19日月曜日に、臨時議会の開催をお願いする予定としておりますので御承知おきください。以上でございます。

○戸田委員長 毛利事務局長。

○毛利事務局長 ただいま、総務部長からお話をありました臨時会につきましては、日程調整しまして、予定として、先日、12月15日に各議員へ御案内しておりますので、改めて御確認のほどをよろしくお願ひいたします。以上です。

○戸田委員長 臨時議会の日程についてよろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 それでは、ここで執行部は御退席ください。

[執行部退席]

○戸田委員長 それでは、次に、協議事件2、米子市議会基本条例の検証についてを議題といたします。

初めに、資料3を御覧ください。よろしいでしょうか。これは、評価内容の修正案を取りまとめたものでございます。順次協議をしていきたいと思いますが、合意に至らなかつた場合は採決を行っていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、第2条第3号の、今城委員さんのほうから修正案が出ておりますので、御説明をお願いしたいと思います。

今城委員。

○今城委員 原案のところでは下線引いてありますが、議員間の議論を尽くしているとはいえないっていう、そういう御意見等ありました、ここについては、私は合意できていないというふうに思っていますし、そもそもとしての議員間討議とは、どのような場面の、どういうものを指すのかという結論が、今議会、この検証の間も出ていないということを考えますと、尽くしているとはいえないという評価としてのものというの、少し私は違うのかなというふうに思っているところから、括弧で奥岩委員さんがつくってくださっているところもあるんですけど、ちょっと文章が続かないっていうこともあって、市民からの提案や委員会、議案審議について秩序ある議員間の討議となるよう、議論の在り方を今後検討すべきだっていう内容にしてみました。以上です。

○戸田委員長 次に、奥岩委員。括弧。

○奥岩委員 まずは、こちらの今城委員さんの修正案については、賛成、賛同しております。

先ほど申し上げておられましたとおり、議員間の討議については、当委員会におきましてもる議論がございましたが、各議員によってその受け止め方が現状違うというところもありますので、まずは、その在り方について検討していくべきではないかなというところがございます。

その上で括弧書きさせていただいたのは、これ、今城委員さんの修正案読ませていただきますと、こここの括弧の部分はなくても全体として伝わるんじゃないかなということで、なるべくコンパクトにまとめようと思って括弧書きさせていただいただけです。

ただ、先ほど今城委員からお話をありましたとおり、私のほうで括弧させていただいたところがあったほうがきっと伝わるっていうことでしたので、ここにも記載してありますけど、どちらでもいいんですけど、取りあえず提案として出させていただいております。以上です。

○戸田委員長 修正案の、委員の皆様方の御意見いただきました。

ほかに質疑等がございましたら。よろしいですか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 括弧内は取ったほうがいいですか。

今城委員。

○今城委員 私はどちらでも。ただ、文章がちょっと続かないなと思っただけで入れてることですので、皆さんの御意見でここは簡潔に、取ったほうがと言われるのなら、それはもう取るのが全然やぶさかでないので、皆さんの御意見に従います。

○戸田委員長 という御意見でございますが、皆さんの御意見ございますでしょうか。

それじゃあ、奥岩委員。

○奥岩委員 今、今城委員さんから御意見いただきましたので、先ほど申し上げましたとおり、括弧内を取らせていただいても全体的にまとまる文章になるかなと思いますので、可能でしたらこちらで。私が修正、出させていただいた文でお願いできたらありがたいです。

(「いいと思います。」と声あり)

○戸田委員長 そうすると、括弧内は削除ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 それでは、そういうふうな形で進めたいと思います。

じゃあ、皆さんの御意見ございませんね。そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移りたいと思います。

第5条第2項、錦織委員。

○錦織委員 第5条2項で、原案では「公開が必要ではないか」というふうになってますけれども、公開を求める声が実際にあるので、公開を求める声があるというふうに変更するか、公開をするべきであるとか、公開を検討するとかっていうふうに、いろいろ考えたんですけど、「求める声がある」というふうにちょっと変えましたがどうでしょうか。

○戸田委員長 「公開が必要ではないか」という部分を、「公開を求める声がある」ということの修正でございますが、という御意見でございます。

皆さんの意見をいただきたいと思います。

(「よろしいと思います。」と声あり)

よろしいですか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 修正案でよろしいですか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 じゃあ、「公開を求める声がある」ということで修正をしたいと思います。

次に、今の第5条の第2項のところで、今城委員。

○今城委員 先ほどの第2項のところでの、大変申し訳ないんですけども、全員協議会については、今後本会議等と同様に録画映像になると、会議録の公開が必要ではないか、これを今、公開を求める声があるということになりまして、異議がないかと言われて、今、はいと言ってしまっているのですけれども…。

そういうものかと思いながらなったんですけど、実際、ここがいけないと思っているわけではないんですけど、現状の基本条例の検証という意味では、評価内容を、現時点で

法令に基づいていない会議である全員協議会についての評価とするっていうことが、ちょっと適當ではないのではないかというふうに思ったので、削除していただくほうがいいかなというふうに思った次第です。

必要であれば、こここの部分は付言事項として、先ほどの求める声があるということが、皆さんが適當であるということでしたら、その記述も含めて、評価というよりも付言というふうが適當ではないかなというふうに思ったので、このようにさせていただきました。さっきのところで反対と言えないのはそういう意味です。すみません。以上です。

**○戸田委員長** という御意見でございますが、質疑、御意見等がありましたら承りたいと思います。

国頭委員。

**○国頭委員** ということは、ちょっと今城さんに聞きたいんですけど、付言事項でこのところは入ってきてもいいんじゃないかなっていう御意見でしょうか。

**○戸田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 付言事項というのは、全会一致というか、全員皆さんが合意できるということを前提に付言にしますし、合意できなかつた場合は、こういう意見がありましたというふうになることになりますので、いずれにしても、この評価の部分として、内容についてのことにはちょっと当たらないというか、現状の条例についてどうですかという評価を私たちはしているわけですから、その現状の内容というか、条例に関してのところに持ってくるのはちょっと難しいと思うので、それは、私の意見で申し上げるとすれば、この部分については書いてあるとおりに付言のほうに持つていった上で、皆さんで協議というのが適當ではないかというふうに思っています。以上です。

**○戸田委員長** 国頭委員、よろしいですか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 以前の付言事項の協議の際に国頭委員さんのはうから出していただいてた分で、今お話があつたところなんんですけど、同じく第5条第2項のところで、全協について、この録画、会議録の公開について調査検討すべきであるというようなのがあつたんですけど、それと合わせてもいいかもしないですし、ただ、先ほど錦織委員さんの案で私も了承したので、どちらがいいのかちょっとよくは分からんんですけど。第5条第2項の評価内容については、先ほど錦織委員さんの案でいいと思っておりますし、ただ、今のお話で、この全協の配信等々においては、評価に入れたほうがいいのか、付言のところでされたほうがいいのかっていうところがあるんですけど、どちらがいいのかちょっと分からなくなってきた、すみません。

**○戸田委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 上の第5条第2項のところも、これを評価のところに入れてるので、そう考えると上のと下のととあまり違いがないので、同じように入れていいと思うんですけどね、私は。何か上にわざわざ持つてこなくても。

**○戸田委員長** 中田委員。

**○中田委員** 私もちょっと、もうちょっとじっくり見比べればよかつたのかもしれませんけど、すみません。

先ほども今城委員が言われるように評価なので、今あるものに対する評価で、厳密に見

ると、例えば評価として、例えば原案の公開が必要ではないかっていう表現は、やっぱりちょっとおかしいです。「ではないか」という問い合わせが評価としてあるっていうのはおかしい。必要であるとか、必要がないとか、どうあるべきだとかというのが評価であって。

公開を求める声があるというのも、本当は厳密には、評価としては、なおそういう声もあるというのになつたら分かると。だから、本当は、評価ということに関しては、適切な表現かどうかっていわれると、私は正直あんまり適切な表現ではないと思います。

それも含めて、二者択一みたいになるかもしれませんけど、ここからは、評価からは取って、今城委員が言われるよう付言のほうで、そういう声があるというところをつくるだけの必要があるかどうか。そこまでする必要がない、ここの部分だけだということであれば、なお書きぐらいのところでこの公開を求める声があるというところにしないと、声があることが評価というのは、じゃあどの程度の声なのかとか、みんな言つとるよという話なのか、一部にそういう声があるとかそこら辺の違いが出てきて、それを評価って言えるかどうかって、詰めれば詰めるほど表現がおかしくなると思うんですけど。

○戸田委員長 ほかの委員さんは。

付言事項で、国頭委員さんが出しどうなるわね、全員協議会については、今後、録画、会議録の公開について調査検討すべきであると出とるんですよ。

これからまだ審議するわけですけども、その辺のところを踏まえてどうするかと。いかがですか。

塙田委員。

○塙田委員 そうですね、難しいなと思いながら私も聞いておりましたが、考えてみたら、本当にこの部分は、一回削除、一回して、付言で話し合って検討していったほうが適切なのかなと思って今聞いておりました。以上です。

○戸田委員長 岩崎委員はないですか。

○岩崎委員 まず、最初の錦織さんの分で異議なしと言ったこともございますけど、今、中田委員からありましたように、確かに評価事項、修正内容の評価内容ということで言えば、なお書きかなと思ってはおります。例えば、なお、全員協議会については公開を求める声があるぐらいのところが適当かなと、今、思っております。

それで、付言事項については、そちらのほうでまた入れるか入れないかというのは、再度皆さんで協議することになるんでしょう。けども、そちらのほうで改めて協議をすべきかなというふうに思いました。以上です。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

今、中田委員、岩崎委員さんから出たように、なお書きで入れるというような一つの考え方もあるんですが、そのような流れでよろしいですか。

そげせんと、流れんだがね文章が、削除すると。

だけん、今おっしゃったように、なお、全員協議会こうこうについては今後する、公開を求める声がある、同列にしてしまうとかという流れならば文章的になるんでしょうけど、尻切れとんぼになっちゃうへんかな。

今城委員。

○今城委員 すみません、重ねて申し訳ないんですけど、条文そのものを、現状のね、条文そのものを言うと、議会は本会議及び委員会のほか全ての会議を原則公開とするとい

うふうになっているものに対してどうなのがということなんですが、後ほどもお話しするつもりなんですがけれども、全員協議会は正式な会議として認められていないんです。

ただし、皆さんに対しての、便宜上という言い方はいけませんが、連絡事項を申し上げますの会議として使っているということで成り立っている会議で、この「全ての会議を」の会議の中に、この全員協議会が含まれるのか、含まれないのかっていう議論そのものも実はできていないんです、私たちの議会にとっては。何回か、この全員協議会は正式な会議としての成り立ちにきちっとした位置づけをしますか、しませんかということも、この十何年の間に何度も浮上したりとかしてますが、様々な会議のありようの中で、やっぱりこれは正式ということになかなかなりにくくよねということで、それが正式化されていない、それは、よしかどうかというの別として、現状はそうなっているというところについて我々が行うこの検証としての内容に、正式な会議じゃないけど、今後これをこういうふうに、録画とかをするとか、公開をするっていうふうになってるよっていうことを、そういう声もあるよっていうふうに入れることができここに、どう言えばいいですかいね、適當なのかというところもちょっと考えないといけないと私は思っているんです。本当に正式な会議じゃないものについてのこの条文を、すっきりとこのままの読み方でどう検証したのかっていうところの検証の価値も問われるかなというふうに、私はちょっと思ってところもあるので、皆さんで、いや、なお書きでいいっていうふうに皆さんに思われるるすればそこは合意しないわけではないんですが。ならば、なおさらのこと付言にするべきじゃないかなというふうに。

ごめんなさい、後から後からいろんなこと言って申し訳ありませんが。というふうな意見です。以上です。

**○戸田委員長** という御意見ですが。

奥岩委員。

**○奥岩委員** この第5条第2項のところは、評価検証のときも同じような議論をしたような記憶があるんですけど。

先ほど、いろいろな委員さんがおっしゃっておられたように、評価としてはここになお書きをつけて、錦織委員さんが言われたように求める声があるっていうようなものも検証してきたので、そういうのもありますし、付言なら付言にしてしまうっていうのもあります。

ただ、今後の条例を委員会で検証して、議会としてこれを出して、こういった検証をしてきました、次の議会に向けて、こういったところを付言として、さらに協議をしてプラスアップしていただきたいというようなところを担保しようとするのであれば、先ほど今城委員さんおっしゃられたとおり、付言のところに全員協議会の在り方についてとか、公開の仕方についてとか、そういうところは今後協議が必要じゃないかなというようなところを付言に入れてもいいんじゃないかなというふうに思います。

と話しながら、これ、何か前回も言ったような気がしますので、すみません、同じことばっかり何回も言って。

**○戸田委員長** ほかに、御意見ありますか。

(「まとめましょう。」と声あり)

まとめて、皆さん。

修正されますか、修正されませんか、それとも、なお書きでまた修正案をまとめられますか。

付言で。じゃあこれは一切削除ということですか。

今城委員。

○**今城委員** すみません。「全員協議会については」の2行のところですよね、皆さんがないか、今、私が提案してるのはそこですよね。上の部分はもう錦織さんにつくつていただいてるとおり、そこは、もうみんなあまりこだわるというよりも、ここに異論は全然ないというか、この2行についてをここに出すのか、それとも付言なのかっていう話になったときに、付言のほうにしましようかという御意見が多ければ付言のところに、どういう形になるかは、ちょっと今後ですから分かりませんが。

○**戸田委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 私もなお書きかなと思ったりもしたんですけど、やっぱり、よりきちんと、また審査、審議するためには、付言事項としてきっちり入れとくと、入れるというほうがいいのではないかというふうに…。

○**戸田委員長** 付言事項のほうに入れると。

○**錦織委員** と思いました。以上です。

○**戸田委員長** これは、ばっさり要らない、削除するということですか。

○**錦織委員** はい。それで、もう何かこう…。

ただ入れましたというだけでなくて。

○**戸田委員長** ほかにございませんか。

(「いや、いいです。」と声あり)

じゃあ、これをばっさり削除して、付言事項のほうに挿入をすることによろしいですか。

[「はい」と声あり]

○**戸田委員長** 次に、第5条第4項、今城委員。

○**今城委員** 原案でいうと、皆さんのお意見をまとめてくださったという形でのところなんですが、陳情の審査を対象に地域要件を設定したために、意見を聞く機会が制限されることとなつたっていう一部の御意見はあるけど、こここの部分に対しては、私は全く同意できないところなので、なので、陳情については、米子市民から米子市への提案として受け止めるとの協議を行つたというところの辺でいいかなと思ってますし、これはこれまで様々な課題とか、様々な不具合とかなどをずっと繰り返してきた中で、こういうことにしようじゃないかという各会派とかとのお話をしながら、もちろん反対される意見もありましたが、大筋としてこういう形で運用しようじゃないかというふうに決めたので、これについてを、陳情を扱わないとかっていうことではなくって、市民からの米子市への提案として受け止めるっていうところでいいのではないかというふうに。それが制限されるとか制限されないとかいうところではないと私は思つてるので、これまでの議論をずっと積み重ねてきたものを考えると、実際の議論という意味ですね、ということを考えると、この第5条第4項に、このことはこの程度でしか私は合意できないなと思ったのでこんな形にしました。以上です。

○**戸田委員長** 今、説明していただきましたが、何か御質問等がありましたら承りたいと

思います。

錦織委員。

○錦織委員 私のところは、やっぱりここはちょっと譲れないなという。少なくとも地域要件を設定し、意見を聞く機会を制限することになったとか、何かそういう、私からするとそうだけど、米子市民から、市民のみとかいう感じですよね。何かこう一般的に何か受け止めるという協議をしたんですよというよりも、いろいろ経過はあって、こういうことになったんですけども、制限することになったということのほうは、私は、何かより現実に近づいてるんじゃないかなと、言葉としてね。

○戸田委員長 ほかには。

中田委員。

○中田委員 私のほうは、意見を聞く機会が制限されてはいないというふうに…。ですから、これが制限とするということになると、ここは同意できない。これは時間をかける問題ではないと思います。聞く機会や配付やらを含めて、それで聞くことはできるので。何ができなくなつたかっていうと、議決行為にならなくなつたということだけです。

(「審議の対象にならんようになった」と錦織委員)

議決行為にならんということです。審議の対象にしようかと思ったら議員発議でもできます。ですから、直接的な議決行為に行かない、議案として。

というところの手續が変わつたということです。ですから、この表現だと同意できなくなりますよね。以上です。

○戸田委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 この表現で、そうですね、さんざんこれまで議論してきましたけども、そこの議論の中でも私言いました。これは、開かれた議会に逆行しているわけではありませんよと何回も繰り返して言いました。したがつて、これはちょっと同意はできないなと思っておりますんで。以上です。

○戸田委員長 で、修正。

○岩崎委員 修正は…。

○戸田委員長 修正のほうはいいということですか。

○岩崎委員 ええ、引き続き、すみません。この原案は、ちょっと同意はできない。今城案がありました、修正案。私は、これぐらいかなとは思っておりますんで。これぐらいっていうと言葉悪いですけど、この案はいいんじゃないかなと思っております。以上です。

○戸田委員長 ほかにありませんか。

奥岩委員。

○奥岩委員 何となく、これもデジャビュなんんですけど、すみません。

先ほど今城委員さんおっしゃっておられたとおり、ここに関しては、陳情審査をどうしようかという扱いの際に、変更するってなつたときにも、米子市民なのかどうなのかっていうところから始まって、今回の議会基本条例検証のときも、そこも入つていつていうような経過があつてなつてるんですけど、今城委員から修正案出していただいて、この後半部分、陳情については、米子市民から米子市への提案として受け止めるとの協議を行つたというところで分かりやすいのかなとは思います。この条例についての、対して、どういう対応をして、新たになつたのがこの後半部分ですよっていうところで、ここで分

かりやすいのかなと思いますので、私は今城委員さんの修正案に賛成しております。

○戸田委員長 塚田委員は。

○塚田委員 私も、この最後のほうの文章があるからこそ分かりやすいなと思いましたので、このまま今城委員のつくってくださった文章を入れて、修正案として出していいと思います。

○戸田委員長 国頭委員さんは。

○国頭委員 私も、原案のところですね、これを変えるに当たっての見解の相違というところがあると思います。

聴く制限がないってことでは絶対ないと思うんですよね。制限はかかったと思うんです。だから、私は、意見だと、やっぱり書いてあるように、制限されてないというわけではないと思ってるので、私はこの原案のとおりを支持したいなと思います。

○戸田委員長 それでは、意見をいただきました。

それでは、採決いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 それでは、修正案について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手…今城委員、岩崎委員、奥岩委員、塚田委員、中田委員]

○戸田委員長 賛成多数です。

よって、修正案が可決されました。

次に移りたいと思います。

第7条第1項、第2項、錦織委員さん、よろしくお願ひしたいと思います。

○錦織委員 すみません、この質疑の時間制限、回数制限が持ち込まれたというところを奥岩委員の意見で設定されたということで、これで私は修正案として出したいと思います。

○戸田委員長 奥岩委員は。括弧内の整理。

○奥岩委員 先ほどの第5条第4項のところでもいろいろな受け止め方で、最初のところどうかなというような話があってだと思うんですが、こちらに聞しましても、事実関係でいくと最後の文章のところが、先ほど錦織委員さんからも了承いただいたんですけど、「持ち込まれた」というよりは、議会のほうで協議をして設定しておりますので、「設定された」のほうがいいのかなと思って提案させていただいております。

ちょっとほかの部分につきましては、ほかの委員さんたち御意見あれば伺ってみたいと思いますけど、現段階ではこの最後のところが気になっておりましたので、こちら修正させていただけたらと思います。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

皆さん、修正案でよろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 じゃあ、全会一致ということで、修正案をお願いしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

第11条第2項、第3項、今城委員。

○今城委員 第11条第2項、第3項のところなんですか、この次のところですか、失礼しました、「能力の向上を図るための研修のみならず、時代に即した研修内容と実施回数など研修の在り方を検討すべきである」っていう元の原案のところなんですか、

第11条第2項、第3項というところについてはここを削除して、具体的提案として、やはり付言事項にするのが適當なのではないかなというふうに思っています。

第11条第2項、第3項のところっていうのは、「政策の形成及び立案に関する能力の向上を図るため、議員研修の強化及び充実に努めるものとする」というところと、「様々な分野における専門的な知識を有する者の意見を聴く等により、議員研修の充実に努めるものとする」という、そういう条文なんです。なので、実際どうだったのかというと、議長会などが主催する研修のほか、本市独自の研修をするべきではないかという意見は大きく皆さんから出てきました。が、能力の向上を図るための研修のみならずのところっていうのは、ここになるというよりも、今後どうしていくのかっていう、条文に対する検証というよりも、私は、今後どうするのかということを、このようなふうにしたほうがいいよっていう提言としてするのであれば、やっぱりここは付言事項に持っていくのが適當ではないかなと思ったので、そういうふうに記入をさせていただいたというところです。以上です。

○戸田委員長 質疑等、御意見がありましたら、承りたいと思います。

中田委員。

○中田委員 私も、この後段の部分、能力の向上を図るためとか、時代に即した研修内容とかっていうのは、議員の多様性で担保されてる様々な見識だとか、研究テーマとか、取扱いテーマから見てそこまで踏み込むのはどうかというベースがあると思います。

議長会が主催する研修っていうのは、もちろんそれはそれでいいんですけど、一つだけ、今になってからすみません、本市独自というのが、「本市」っていうのが、「本市議会」が独自であるということで、市と共同でやる話ではないと思ってますので、共有化されて共通認識が図れて、これはぜひテーマとして扱おうというようなことであれば、本市議会ということで共通認識を図れるものだけ研修すればいいということで、能力が低いから、例えばと言ったら、ばかにするなというような話になる人もおるかもしれんので、ちょっと後段は適切ではないという気がして、修正のほうが。むしろ直してほしいのは「本市議会」というとこです。以上です。

○戸田委員長 「本市」のところを「本市議会」の検証をするべきではないかと。

ほかに御意見ございませんか。

奥岩委員。

○奥岩委員 こちらの条項については、検証の際にも、今までの開催の仕方についてまだまだ改善点があるというところで、B評価に皆さん一致してなったっていう経緯もございまして、そのときにも、ここに記載してあるような御意見があつたりとか、ほかにもいろいろ意見があつたような記憶をしております。

先ほど今城委員さんからも御意見あつたんですけど、今城委員さんからも、錦織委員さんからも付言事項のところで細かいところ御指摘いただいて、案を出していただいてますので、先ほど中田委員さんもおっしゃっておられたんですが、この今城委員さんの修正案のところで、後半部分を削除して、前半のところ、ここで条文についての検証というところに関してはできるんじゃないかなというふうに、今、見直させていただいて感じております。

本市のところも本市議会ですので、すみません、私も見落としておりましたので、そち

らに修正、賛成しております。以上です。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

錦織委員。

○錦織委員 私も、この削除して、具体的提言として付言事項に入れるという、皆さんのお話の中で、それでいいと思います。

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 中田委員が言われた多様性というところに、私も納得いくところでありますし、これ、うちが出たんじゃないですよね。この削除のところは、ちょっと時代に、誤解を与えるニュアンスもあるんかなと思って、削除ということで結構だと思います。以上です。

○戸田委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 同じ意見でございます。今城案の、削除をして、そして本市議会として入れるということでよろしいと思います。

○戸田委員長 塚田委員。

○塚田委員 私もそれでいいと思います。「本市」を「本市議会」という形に変えていいと思います。

○戸田委員長 意見がそろいましたので、「本市」のところを「本市議会」に改めて、それで修正案で皆さん了解ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 ありがとうございました。

それでは、次に、これまで修正で可決した部分以外の部分は、資料2の原案のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、資料4を御覧ください。付言事項に移りたいと思います。これは、委員から付言事項として提出していただいたものを取りまとめたものでございます。なお、2の議員間討議については複数の付言事項が提出されましたので、正副委員長においてまとめさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、順次協議をしていただきたいと思います。

1番の、「市民」の定義について協議していただきたいと思います。

今城委員、御意見がありましたら。

○今城委員 先ほど来のお話の中にもあるんですけど、この検証を始めるよりも前の様々な場面も、そして検証をしている途中でも、やはり何度も何度も鍵というか、どうしても課題としてずっとぶち当たるものの中の一つが市民の定義だと私は思っていて、ここでの定義が、みんな、いろんな御意見やいろんな考え方があまりにも多過ぎて、そこにおいて上位法であるというところについて、地方自治法や米子市民自治基本条例とそこのないようについていうふうに思うと、この市民という定義についてをきちんと前文に定義するべきかなというふうに思ったので。そうしないと、結局最後まで、どこまで行っても、何度も検証を行っても、違う意見で検証できないみたいな感じのことが起こってくるなということも

踏まえて、一応、わざわざと言つたら変ですけど、もうここで付言事項として、こことこころはそういう意見ですよというか、どこかで文言の定義を行う場所が実際はないので、この条文とか条例のところに。じゃあどこに入れるんですかということになったらないので、付言のところでしか皆さん意識を統一することができないのかと思って、取りあえず市民という定義については、市に住んでいるということだけではなく、地方自治法と米子市民自治基本条例においては、その姿というか、そのものが、主権者である市民を代表する機関が米子市議会なのであるということが前文に定義されているのと同じように、そこはきちっとしていくほうがいいのかなというふうに感じたところで入れました。

ただ、本当に皆さんがここに、何ですっけ、ふさわしい、ここで、前文のところで定義することがふさわしいかふさわしくないかということについては、やっぱり議論の余地がとてもあると思ってますので、ここで議論をしていただかなければならぬことだらうなというふうには思っています。

すみません、長くて。

○戸田委員長 質疑等がありましたら。御意見、ありませんか。

錦織委員。

○錦織委員 質問ではないんですけど、意見としてですけど、確かにいろいろな場面で、市民とは何ぞやということが出てくるんですけども、私は、それは議論をいろいろ深めるという上では非常に大事なことだというふうに思ってますので、この条文で規定してしまうものではないというふうに思ってます。という意見です。

○戸田委員長 意見。賛成ですか。

○錦織委員 ここで固定化するような、何というか、いろんな自由な議論をしていくという上でも、ここで固定化すべきではないというふうに…。

○戸田委員長 ほかにありませんか。

中田委員。

○中田委員 これは、ここにも書いてありますけど、自治法でも基本条例でもそうですが、条文の対象が明らかになっていないというのは、それは条例としてやっぱりおかしいですよ。ですから、基本中の基本なので、誰のためにというのは。

ですから、これは、今城委員がさっき言われましたけど、本来なら条例書くときに、定義の意義だとか、用語の意義なんてのは当たり前の話なんんですけど、これを、確認をあえてしたほうがいいという状況ではないでしょうかという意味で賛成したいと思います。

○戸田委員長 ほかにありませんか。

奥岩委員。

○奥岩委員 今城委員さんから御提案のあったとおりでよろしいかなというふうに思います。

前提条件としてここがそろっていないと、いろいろな議論が前に進まないというふうに考えておりますので、錦織委員さんからはいろいろあったほうが議論が深まるんじゃないかな、広がるんじゃないかなっていうような御意見もあったんですけど、米子市議会として米子市の市民について考える場合、米子市議会としてほかの自治体の市民について考える場合っていうのは、はっきり分かれてたほうがいいかなというふうに思いますので、ここは、共通認識としてそろえるような形に持つていけたらなというふうに考えております。

○戸田委員長 ほかにありませんか。

岩崎委員。

○岩崎委員 私も、これは、あえてこの付言事項に残すというこの考え方は、非常によろしいかと思います。今までなかつたんですけど、対象をきちんとするという意味ではやっぱり残したほうがいいだろうと。その間は、我々もずっと、これまでもこのことについて大分議論したわけですけども、やっぱりそれをちゃんと残すべきだというふうに思いましたので、この付言事項に残すことに賛成です。

○戸田委員長 ほかに。

塚田委員。

○塚田委員 私もこれ賛成でございまして、また改正後のこととも考えていかないといけないかなというのがあって、新しい、また議員が誕生されたときに、これを書いてなからまた同じような話を、また同じ、何回も繰り返さないといけなくなるので、やはりこちら辺、この部分を残しといて、皆さんと考えを一にして、市民とはというところは、もう一つに固定して話合いができればと思いますので、これは残したほうがいいと思います。

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 私は、自治基本条例にしても、自治法にしても、やっぱりその解釈の仕方によって、市民という定義が変わってくるところがあると思います。そういうものを、こうであるからという形であえて規定すべきではないなと思ってます。

○戸田委員長 今城委員。

○今城委員 一つ確認ということで、ごめんなさい。

付言事項にするかしないかというのは全会一致で、できなければこういう意見がありましたのことなんんですけど、これは、今変えなさいということではなくて、条文を今回検証したことによって、こういう課題が浮き彫りになってきたので、ある意味でいうと、条例改正とかも含めて、こういうことが認識されて、条例改正ということはここにはないんですけど、条文で規定しなければならないのではないかということを、我々の検証の中から出てきた課題ですよということを付言するわけなので、今、ここで変ええだ、変えんだみたいな話をするわけではなくて、こういう内容を次にきっと送った上で、この課題を次の方たちに、きっちとした形で成し遂げてくださいねという意味の付言だと私は思っているので、こういう規定すべきであるという付言の言いぶりにしたんです。なので、結局、今変えなさいとか、変えちゃいけませんとかということではないと私は思っている内容です。

○戸田委員長 ほかにありませんか。

先ほど、今城委員さんが触れましたように、付言事項としては全会一致を基本としております。全会一致に至らなかつたものについては、内容を簡略化して、評価の過程において今後に向けての提案があった事項として記載をしてまいりたいと思います。

採決いたしますか。

それでは、採決いたしたいと思います。

市民の定義について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…今城委員、岩崎委員、奥岩委員、塚田委員、中田委員〕

○戸田委員長 ごめんなさい、全会一致にならなかつたね。

(「はい、全然それは、それはみんな…。」と今城委員)

全会一致になりませんので…・

(「付言にはしたいけど、意見としては出すというですよね。」と今城委員)

そうですね、評価の過程、簡略化してね。

それでは、全会一致になりませんでしたので付言事項といたしません。

次に、2番の議員間の討議についてを協議していただきたいと思います。

奥岩委員。

○奥岩委員 先ほども申し上げたんですが、これ全部きれいにまとめて記載していただいているんですけど、一番最後のところですね、現状では議員間討議は不十分と考えられるところから、今後これらの検討を進めることってあるんですけど、不十分といいますか、先ほども申し上げましたとおり、ほかの委員さんもおっしゃっておられたんですが、ここの議員間の討議についてのそれぞれの理解が違う、イメージしてるところが違うっていうところがありますので、先ほどの市民と同じなんんですけど、ここの議員間討議というところに対して、まずは議論を進めていただきたいですし、その上で、ここに書いてあるところも進めていただけたらなというふうに思います。以上です。

○戸田委員長 今城委員、いいですか。

○今城委員 いいです。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○戸田委員長 これは皆さん全会一致でよろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 それでは、全会一致で、議員間討議については付言事項といたします。

次、3番について、研修について、よろしくお願いしたいと思います。

今城委員。

○今城委員 先ほどの研修のところであったんですが、我々には米子市議会議員政治倫理条例というものもきちっと持っていました、それについてのことというのは、結局あまり研修等でやっていないなということも踏まえて、昨今、ハラスマント講習ももちろん受けましたが、そういうことについても、この中ではきちっとうたわれてる部分もあるなどということを前提に考えてみると、基本条例の研修だけではなく、しかも新人議員だけにするのではなく、全議員への研修として実施するということについては、今回もそのようにしていただいたなとは思ってますし、と同じように、全議員に対してこの政治倫理条例の研修も実施したほうがいいのではないかなということを、その部分だけにしました。

次のところについては、6のところに、先ほどの研修の件でも出していただいてますが、錦織委員さんが出してくださってるところにちょっとくっつけさせていただくほうが何となく据わりがいいかなと思ったので、そういうふうにしてくださいという意味で、そのところは消しました。というか、そちらのほうに移動させていただくことにしました。集約させてくださいという意味です。以上です。

○戸田委員長 質疑等がございましたら、承りたいと思います。

奥岩委員。

○奥岩委員 今、今城委員さんから御意見もあったんですけど、この第11条第1項、3

番のところと 6 番、第 11 条第 2 項のところ、可能であれば、同じように検討協議させていただけたらと思いますけど、先ほど今城委員さんおっしゃられたとおり、第 1 項のところについてはおっしゃられたとおりですので、付言していただけたらと思いますし、6 番にあります第 11 条第 2 項のところも、先ほど基本条例の評価のところでお話しさせていただいたとおり、錦織委員さんからこういった御意見も出ておりまして、ここも課題ではないかなというふうに考えますので、両方、すみません、勝手に飛ばして申し訳ないですけど、3 番と 6 番、付言していただけたらというふうに思います。

○戸田委員長 錦織委員。

マイク近づけてください。

○錦織委員 すみません。私も、今の皆さんの意見に、第 2 項、第 3 項のところ、6 番の項に集約したらどうかという意見に賛成ですので、これで修正意見でいいです。了とします。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

(「賛成です。」と声あり)

そうしますと、今、意見が出てますけど、3 番と 6 番を意見集約させていただいて、今 の付言事項にしていくという流れでよろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 皆さん、一致でしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 じゃあ、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、4 番の条文の検討と必要な改正についてを協議したいと思います。

今城委員。

○今城委員 書いてあるとおりなんですが、平成 30 年 3 月のこの基本条例検証、それから、前回の令和 4 年の基本条例検証の報告書においても、条文の見直しが必要ではないかということが付言をされていましたが、我々も結局、この検証に至るところまでこの条文についてのことを手を入れてこなかったというのも事実で、そこに手を入れるということはとても大変な労力が要ると思うんですが、次にはもう 3 回、多分、今、条例は時代に合わなかつたり現状に合わないよねっていうことが、この検証を通して出てきてることは間違いないと思うので、そういうことも含めて、もっと言うと、先ほどの 1 番の市民の定義とかっていうところも含めて、条例をもう一度見直していくということが必要ではないかということを付言しとかないと、もうこれで 3 回目付言して、何もしないわけにはいかんでしょうという、そういうようなことも踏まえての、付言をしてはどうかなというふうな意見です。以上です。

○戸田委員長 その他、御意見ございませんでしょうか。

奥岩委員。

○奥岩委員 条例検証の際も申し上げましたが、自戒を込めて、こちらには大賛成でござりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○戸田委員長 ほかに御意見ありますか。

中田委員。

○中田委員 すみません、一つだけ。一番最後のところ、早急に条文を見直し、改正をす

べきというくくりなので、付言自体がですね。というと、これは改正せよということが明らかな部分があるという認識でいいですよね。そこだけ確認させてください。

○戸田委員長 という御意見ですが。

今城委員。

○今城委員 まず、改正に至るまでには、やはり合意が必要だということは大前提として、ただ、今日もですし、これまでの検証の部分でも、一つ言うと、議員間討議とかっていうことについては、一体何を指し、どのような場面で、何をということが全くないがために、いや、議員間討議はしゃんとしてるよっていう方や、いやいや全然できてないんだよっていう意見がこの議会の26人の中には渦巻いているということを考えると、その1点を取っても、やっぱりきちんと決めていかねばならないことや、条文を改正しなければならないところっていうのは出てきているなというふうに思っているので、そういうふうに書かせていただきました。

ただ、すべきであるというのは、本当に付言として正しいのか、検討するべきだっていうほうが今の状況として正しいのかっていうことは、ちょっとそれは皆さんの御意見を一にしたほうがいいかなとは私も思っています。以上です。

○戸田委員長 中田委員。

○中田委員 今、最後に今城委員さんが言われたところが、私の実は引っかかるところで、すべきだということになると、これは検証の結果のところで上がってきてもいい話になってくるような気がしたもんですから、付言にふさわしい言い切りの仕方があるのではないかと思った次第です。以上です。

○戸田委員長 表し方ですね。何か御意見がありましたら。「早急に条文を見直し、改正をすべきである」というところの見直しということですかね。

奥岩委員。

○奥岩委員 この後、審査、協議させていただく項目を見させていただきますと、それぞれ恐らく、できれば条例改正していただきたいなというような項目がございますので、個人的には改正すべきであるで、付言で送っていただけるとありがたいなというふうに思いますが、先ほど、今城委員さんおっしゃられたとおり、ここまで強く言ったほうがいいのかっていうところで協議になれば、こちら少し軟らかい表現でもよろしいのかなと思います。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

錦織委員。

○錦織委員 ちょっと、結局どういう表現にしたほうがいいっていうふうに言っとられるのか、ちょっとそこが。「見直し、改正をせよ」って書くんですか。どういう言い方でしょうか。

○戸田委員長 今城委員。

○今城委員 文章をつくりました、責任を痛感し。「改正を目指すべきである」とかぐらいの感じかな。そんなような、「必要な改正を」っていう。

○戸田委員長 検証すべきだとかな。

○今城委員 「条文を見直し、必要な改正を目指すべきである」とか、そのぐらいの感じかなとは思ったりします。「せよ」じゃなくても。すみません。

○戸田委員長 改正を目指すべきである。改正をせよ。

○今城委員 必要な改正を目指すで皆さんによければ、そのほうが、目指すべきだというか。いかがですか。

○戸田委員長 中田委員。

○中田委員 そこら辺がちょっと多分温度差で…。

(「温度差ですよね。」と今城委員)

私は、さっきも言いましたけど、問題点がもう明らかなので、改正すべきだっていうんだったら、もうそれは条例の評価に当たると思ってまして、次の議会に、要はここんところをちゃんとやってねっていう、言ってみれば申し送りとしての付言なので、「改正に向けて検討をしてほしい」とか、「検討されたい」みたいな話じゃないかなと私は思うんですけどね。

検討の必要がある。必要があるので、それを検討してほしいということじゃないと、申し送りとしてはどうなのかなという感じがするんです。

○戸田委員長 早急に条文を見直し、検討されたい。

○錦織委員 見直し、改正すること。

○今城委員 見直し、改正を検討することということですね。

○中田委員 ですね。そんな感じになると思うんです。

○今城委員 そんな感じですね。はい、分かりました。

○戸田委員長 早急に条文を見直し、検討すること。

○今城委員 改正を検討すること。

○戸田委員長 改正を検討すること。

○今城委員 だったら、もう、改正に向かって。

○中田委員 要するに、検討という言葉が入るか入らんかで全然違ってくる。

○今城委員 やり始めれっていうことですね。

○戸田委員長 改正を検討することという御意見ですが。

[「いいです」と錦織委員]

[「いいです、ありがとうございます」と今城委員]

よろしいですか。

[「はい、いいです」と声あり]

じゃあ、時期改選後には、早急に条文を見直し、改正を検討することで付言事項とされますか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 じゃあ、全会一致ですね。

[「はい」と声あり]

(「ありがとうございます。」と今城委員)

○戸田委員長 次に、5番の政策立案機能の強化について。

錦織委員。

○錦織委員 ここは、事務局体制ということで言ってますので、ちょっと人事のこともあるので、なかなか厳しいなと思いながらこれをつくったんですが、非常に大事な、議会にとっては大事なことだと思って、提案、付言事項に入れさせてもらいました。

○戸田委員長 何か質疑、意見等がございましたら承りたいと思います。

奥岩委員。

○奥岩委員 少し、この後の8番で触れております第15条のところとも関係してくるんですけど、政策立案機能強化というところには賛同しておりますし、すべきだなというふうに考えております。事務局機能のアップですとか、いろいろな体制整備も必要であろうというふうに考えております。

ただ、付言事項で申し送るとなると、以前もこれ、検証のときにも話題になったんですけど、政策立案の数が少ないからとか、多いからっていうところまでは踏み込まなくともよいのではないかというふうに思います。これが多いから頑張ってるんだ、少ないから頑張ってないんだ、仕事をしていないんだというところには直結はしないと思いますので、少し表現を修正していただけたとありがたいなというふうに思います。

○戸田委員長 ほかにありませんか。

中田委員。

○中田委員 結局、この政策立案機能を強化するっていうのは、具体的にどういう機能が強化されると政策立案機能が上がるのかっていうことがイメージができないと、例えば人数が増えればできるのかとか、専門的知識を持った、例えば法令に非常に詳しい、法律に詳しい専門的な知識を持った職員がおればできるのかとか、そういう具体的な、何の機能が政策立案の強化につながるのかというイメージなしに漠然としても、私は出てこないと思うんですよ、漠然と。人数だけ増えればできるのかという問題でもないし、もちろん、人数少なかつたら駄目ですよ。駄目だけど、何を政策立案をするためにバックアップするのかというところが、もっと議論されるべきだと私は思いますね。そこを議論する必要があると思います。

○戸田委員長 ほかにありませんか。

今城委員。

○今城委員 すみません、私も中田委員さんがおっしゃっていたところのほうが、むしろ当たっているかなというか自分の考え方方に近いかなというふうに思うのは、政策立案機能というよりも政策立案を、我々議員が、何を目的に、どのような内容を、市民のために条例ないし政策として立てていくのかというところが、まずは一番最初、スタート地点だと思うんですよね。それにおいてのことを、じゃあ議会で合意を得なければ、条例にも何もなっていかないわけなので、その合意形成ができるというだけの動きや、それからそれぞれの、言ってみれば25人の議員さんたちに理解していただけるような行動や努力というのを我々がしているのかというところや、それを条文として、成文としてつくり上げるところに、どんな機能やどんな人が必要なのかとかということについてのことが幾つかあると思うんですよね。

そういう中で、私は、一番スタート地点になるところの、議員が市民のためにどのような内容のものを政策として立てていくのかというところについては、例えば、我々は年4回の議会の一般質問というところできちつとした形の提案をし、財政の面でもきちつとしたものができるという権利を持っていて、そこできちつとしたものをつくっていけば、それが当然のこと、採用されれば、当局からの条例なり政策なりに反映されると思うので、それをわざわざ、この条文としての、それできてないよねっていうことを踏まえて、それ

は私たちの問題じゃなくて、ここに書いてあるところでいうと、議会の事務局の力量のなさに近いよねみたいな感じで書かれていることでそれができていないというのは、ちょっと私は、申し訳ないけど合意できないなというふうに思っています。

まずは自分たちがどういう内容のものをして、どういうふうに提案していくのか、それをどういうふうに採用してもらい、市民の生活に役立てるものとなしていくのかというところが我々の仕事なのであって、この条文の検証をした上で、事務局の力量がないからです、だからできないんですっていうようなことを付言するのは、私はちょっとようしませんって思うので、ごめんなさいけど、これは合意できません。同意ができません。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 政策立案機能の強化というので、条例に書いてあるので、これを強化するためには、当然、次の議員研修の強化だとか、そういったものも重なって、じゃあこれは政策としてしようかというふうなことになるわけですよね、市民の意見なんかも聞いたりして。だから、ここで、条例の第8条であるので、これを具体化するためには、少なくとも事務局体制は、今は取れないですよね、今の状況ではということで、私はここに入れたんですよ。別にここで全て、議員の能力の向上だとか、市民からの聞き取りだとか、そういうものを全て入れ込んでここにする必要はないと思うので。そのことだけなんです。

○戸田委員長 中田委員。

○中田委員 結局、さっきのどういうところの機能がということを言いましたけど、もう一つ言うと、政策立案というのが何を、どういうのを指しているのかというところも整理しなきゃいけないと思うんですよ。例えば、本会議の一般質問でも、たくさんの御提案をそれぞれの議員されてますよ。いろんな自分の視察やいろんな調査を含めたことでたくさん提言をされてます。それは、政策的に求める提案もあるので、立案して提案することも数多くあると思います。例えば、条例制定を目指すようなものを目指した機能であれば、正直言って、よそから持ってきたコピペみたいなものだったら誰でもできると思う。ただ、ちゃんとつくろうかと思ったら、私の、例えば経験をあえて言いますと、議会事務局の職員や当局の法制担当にも協力を仰ぎましたし、条文にするときに組み立ててから、条例としてちゃんとした表現だったり、組み立てなるかということ確認するために。それから、弁護士や警察や、様々なところにも相談をかけて、実際にはやりました。その機能を、事務局に人数増やして、専門官を入れて持たせろというのが現実的かどうかだと思います。私は、正直、無理だと思う。それを今の米子市役所の組織体制で、議会事務局をそこまで充実強化するのは、私は現実的ではないと思ってます。

そういう条例制定までを目指すような話ではなくて、さっき今城委員さんも言いましたけど、それで私はどうしてるかというと、私自身が条例案をつくって議員発議をするということの限界を感じたので、当局に、今日の議会でもありましたけど、条例改正を求めたり、必要な、あるいは条例をつくっていただいたりというような働きかけも、政策立案の提言に基づいて実行されるということも、議員が行っている政策提言立案機能の一つの形態ではないかと思います。

そういう面があるので、何がいいたいかと言いますと、すみません、長くなつて、もともとこれが規定してある、政策立案能力に努めるという条文自体を、先ほどの条項の議論ですけども、改正する必要が、私は、そこがはっきりしないままあの条例文ができると

思ってまして、あそこを改正する必要があると私は思うので、そこの改正の必要性からい  
くと、この部分は私は同意できない。

○戸田委員長 ほかに。

奥岩委員。

○奥岩委員 条文検証のときも同じような議論があつて、その際も、前回、前々回の付言  
事項申し送りで、先ほど中田委員がおっしゃられたように、この第8条に関しては、どう  
いった形がいいのかっていうので、改正すべきではないかというような付言をずっと受け  
てきていて、今期もそこまでは至つてないので、この第8条に関して、政策立案機能の強  
化について何らかの付言をするというのは必要ではないかなと思いますけど、先ほども申し  
上げたとおり、これがこのままっていうのが、私も案を出してなくて言うのも非常に心  
苦しいんですけど。条例の、先ほどの評価のところ、一応そちらのほうには、今後の検討  
の必要性を、評価のほうにははつきり明言しておりますので、第8条の評価のところでよ  
しとするのか、それにプラスアルファで付言をつけて、さらにちゃんと進めてくださいね  
っていうふうにするのか、2パターンあるかなというふうには思います。

個人的には、評価のほうでも書いてありますし、より具体的にというと、これはやっぱり、  
こうやって付言でつけていただきたいなというふうに思いますので、あってもいいん  
ではないかなと思いますけど、ただ、この政策立案についても協議はしていただきたいな  
というところもございますので、条例の改正のところ、政策立案についての協議、また錦  
織委員さんから御提案のあった事務局のバックアップ体制、こちらについても協議いただ  
ければなというふうに思います。

○戸田委員長 塚田委員。

○塚田委員 そうですね、私は取りあえず付言として上げてるので、このままでもいいか  
なと思つたりはしたんですけども。事務局の内容が、ここ下にある第15条の、我々が  
出している部分とも重なる部分があるなと思いながら見とつたんですけど、そっちで話をして  
いてもいいのかなと思つたりはしたんですけど。取りあえず、付言として上げといて、  
次回はまだまだ話合いを強くしていく必要があるんじやないかなと思ったので、このまま  
付言として残してもいいかなというところが、私の意見でございます。

○戸田委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 非常にちょっと悩ましいところで、付言で残してもいいと思っておりました。  
もちろん、細かくいろいろ考えると、これまでいろいろ話があったとおりなんだろうけど  
も、付言として残すのはいいと思っております。

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 塚田さんが言わされたみたいに、やっぱり5番と8番は、事務局体制のこと  
を言つてるので、やっぱり、その辺一緒にしてつていうか、文言つくつてもいいのではない  
かなというふうに思つてるんですけども。

○戸田委員長 どげなあだかいな。採決でも問題ないだかいな。

○今城委員 問題ないっていうか、おられなかつたら…。

○戸田委員長 仕方がないな。

○今城委員 するしかないんだけど。時間がちょっと…。

(「学校の懇談を大分引き延ばしてもらって、限界が…。」と岩崎委員)

○戸田委員長 それでは、これだけちょっと。

〔「はい、分かりました。」と岩崎委員〕

○戸田委員長 それでは、採決を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 この5番の政策立案機能の強化について、付言事項とさせていただくことについて賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…岩崎委員、奥岩委員、国頭委員、塚田委員、錦織委員〕

○戸田委員長 全会一致となりませんので、付言事項としないということに決しました。

内容を簡略化してまとめた内容、評価の過程において今後に向けて提案があった事項とさせていただくことに決しました。よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

（「時間がここまで長くなるとは思ってなかつたので、連絡等を取りたいとおっしゃつての方がありますので…。」と今城委員）

ああ、そうですか。

（「一遍、切ったら。」と錦織委員）

広報広聴あるか。

（「待ってもらってますんで、外で。」と今城委員）

あと4件は長いですか。

（「私はいいですけども…。」と錦織委員）

（「ちょっと3分ほど休憩いただけませんか。」と中田委員）

○戸田委員長 では、暫時休憩いたします。

〔岩崎委員退席〕

**午後4時14分 休憩**

**午後4時16分 再開**

○戸田委員長 それでは、議会運営委員会を再開いたします。

それでは、7番、議会図書室について。

以降については、相当議論しておりますので、採決ということでよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 それでは、7番の議会図書室について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…全員〕

○戸田委員長 全会一致ですので、付言事項といたしたいと思います。

次に、8番、議会事務局について、付言事項とすることについて賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…全員〕

○戸田委員長 全会一致ですので、付言事項といたしたいと思います。

9番もだったかいな。9番について、全ての会議の公開についてでございますが、付言事項とすることについての賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…国頭委員、錦織委員〕

○戸田委員長 全会一致となりませんので、付言事項としないということでございます。

評価の過程において今後に向けての提案があった事項とさせていただきたいと思います。

10番、議員倫理条例の見直しについて、付言事項とすることについて賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…奥岩委員、国頭委員、塙田委員、錦織委員〕

○戸田委員長 全会一致となりませんので、評価の過程において、今後に向けての提案があった事項についてとさせていただきたいと思います。

以上で、議会基本条例の主要な検証作業は終了となります。

今後、報告書としてまとめたものを委員の皆様に御提示させていただくことになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、こちらで用意した案件は終了となります。

委員の皆様から何かござりますか。

国頭委員。

○国頭委員 すみません。最後に。総務政策委員会で、実は、ちょっと番外発言をしようかと思った件ですけども、委員長にはちょっと話させていただきましたけども、追加議案で審議されてた、若者、女性の議案があって、委員の方には2枚ものの追加の資料というか、資料があって説明しとられました。それは、私ら委員じゃない者も実は見とったんですけど、でも、それはほかの議員には、今回は提示されなかったということあります。

やっぱり、委員さんにもそうやって説明する資料があるならば、本来は、やっぱりほかの議員さんにも、委員会のときには事前に配付しておくべき。委員と委員じゃない人の情報の格差っていうか、これが2枚だったらいいですよ。もし10枚であって、10枚とゼロとか、そういう同じ議決はするわけですから、議論の仕方が、やっぱり変わってくると思うんです。だから、委員だから丁寧に、委員長が丁寧に説明されたと言われたんですけど、委員にもんですけど、やっぱりほかの議員にも同じ条件で議論の資料というのはあるべきじゃないかなと思って。

今までそうであったと思うので、委員会の委員さんだけ多い資料というのは、今後はやっぱり避けてもらいたいなということで、ちょっとおかしいんじゃないかなと思って発言しようかと思ったんで、全部の委員会のやり方っていうか、当局の説明の仕方というところについて、私はそうあるべきだなと思ってますんで、委員長に提案して、そういったことを今後、議会運営として統一というか、その辺は図っていただきたいなと思って。

○戸田委員長 資料の提供の統一化を図っていただきたいということですね。

○国頭委員 はい。

○戸田委員長 そういう御意見でございますが、何か、皆さん。

奥岩委員。

○奥岩委員 今回、たまたま補正予算で案件も少なかったので、そういった御意見が出てきても致し方ないかなというふうには思いますが、公式に出てる資料、議員向けに配付された資料、市民の皆さんにオープンになってる資料っていうのが出てる状態で、プラスアルファのところで事前に担当課さんが各委員さんのところの説明に使われた資料というところで、それとそれは分けて考えたほうがいいのかなというふうに思います。

ただ、今、御提案いただきましたので、委員会に出てくる資料とか、公式に出てくる資料というところは御意見あったので、そういったところは、委員長のほうから議長を通じて申し伝えていただければなと思いますし、ちょうど総務政策の委員長もいらっしゃるの

で、そういうところは共通認識で動けるように、委員長、よろしくお願ひいたします。

○戸田委員長 ほかにありませんか。

今城委員。

○今城委員 すみません、私は全く違う意見で、委員会主義である以上は、委員長、副委員長が、正副の委員長がその会議の運営に関しては全責任を負うわけですから、委員長が必要と認めた場合は、傍聴している人にも、その他の委員にも全員配付しなさいと言えば配付できるものであり、今日に限らずということで、それが必要か必要でないかということは事前の正副の打合せ等もあり、これで説明しますということなら、それを委員長が、じゃあ全員に配りなさいということだったら当然そうしているはずだし、そこを正副がきちっとした形でやっておられる上で今日であるとすれば、それは当然そのままでいいと思ってますし、全員の採決の場で議論が深まってないっていうふうに今おっしゃいましたけれども、もしそれが本当に必要なのであれば、採決の場というのは議長の判断の場ですからね、正副議長できちっと必要であるということが分かれば、当然委員会にも、また各議員にも配付しなさい、そしてその内容を説明しなさいというふうに言ってしかるべきのとこですから、そこら辺のところというのは、その会議そのものをつかさどる人たちのきちっとした認識の下でやっていただいているということで、私はいいのではないかなと思います。

ですから、委員長が必要ないといって言われたものを全員にしなければならないから、議運からそういうふうに頼みなさいというのは、これは筋が全然違うことじゃないかなと私は思います。

○戸田委員長 ほかにありませんか。

中田委員。

○中田委員 基本的には委員会は委員会の構成メンバーで、今、今城さんが言われましたけど、そこでやられる、取り扱われる資料というのは、事前に配付できる資料もありますけど、その議論を通じて、その場で必要が生じる資料も出できます。それで、ただ、この委員会の中で出された資料は、結果的に出された瞬間から公開資料として扱われる。かつては、こういうタブレットじゃなかったので、紙だったり、あるいは場合によっては、次長なんか覚えてるかもしれませんけど、そこら辺のホワイトボードに模造紙で書いたようなものを貼ったりとか、いろんな説明の仕方をする必要があったので、すぐに配付できなかつたものもあります。

委員会が終了後に、委員会で公開されたので終了後に各議員に配付するというパターンが結構ありました。だけど、今はリアルタイムで発信できるものもあるけど、基本としては委員会で生じるものもあるという前提で、どこまでできるか。

私が少し懸念を抱いてるのは、傍聴者っていうのは委員会の構成員ではないんですが、傍聴者のところまでの枚数が配付し終わるまで委員会が止まってるっていう事象をたまに見ます。これは議事運営上、私は適切ではないと思っています。傍聴者にも全部行き渡るまでじいっと待つってというのは。ここに最低限、その委員会構成員のところに配付が整えば議事進行はすべきだと私は思います。

だから、そこら辺で、ただ、こっちに送る、タブレットに送るっていうのはそんなに時間も要しないものについては、同時並行的にできることもあるかもしれません。ただし、

それが全てではないと思います。委員会のときに必要になってくる資料もあると思います。以上です。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 別に今日の資料なんかは、多分秘密会にするような資料ではなかつたと思うので、委員会の資料というところありますよね、タブレットで。あそこに入れてもらつたらそれで済む話だったのになというふうに思います。やっぱり、よりそれを予算とか理解する上では、私はむしろ必要だったなというふうに思っています。以上です。

○戸田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 すみません、何回も。誤解があつてはいけんなと思うのでもう一度。

本日の件に関しては、別にどうこう言うつもりはございませんというのがまず第一段階です。今、国頭委員さんから御意見いただいたので、今後の委員会の資料の取扱いに関しては、こういった意見が国頭さんからありましたよっていうのを共有していただけたらなというところですんで、全部の資料を出してくださいとか、出さないでくださいとか、そこをどうこうというつもりはございませんので、意見があったところはお伝えしてもいいんでないかなというふうに思います。以上です。

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 私は、今城委員が言われた、何ですかね、やっぱり委員会に入ってない議員さんもおられるわけで、一人会派の人とか、3人もいない会派もあって。そういう人には結局は、じやあ資料は委員会優先で、委員会の人だけ渡ってるというのは、それは避けたほうがいいと思いますんで、ちょっと、私は今城委員が言われたのは、差を認めとられる発言だと思いますんで、私はそれは違うと思いますんで、言わせていただきたいなと思います。

(「ここで協議してもしようがないけど…。」と今城委員)

(「こういう意見が出たって委員長に伝えれば…。」と中田委員)

○戸田委員長 こういう御意見があったということを受け止めて、また正副議長と、また当局と相談をして、またしていきたいというふうに思います、それでよろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 じゃあ、ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○戸田委員長 ほかの委員さん、何かございませんか。

[「なし」と声あり]

○戸田委員長 事務局、ありませんか。

[「ございません」と毛利局長]

○戸田委員長 正副議長、何かございませんか。

[「ございません」と岡田議長]

○戸田委員長 それでは、長い間、どうもありがとうございました。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

午後4時27分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 戸 田 隆 次